

令和2年6月23日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会会長 様

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長  
( 公 印 省 略 )

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条に基づく化学物質管理目標等  
報告書の報告期限延長に係る周知について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和2年神奈川県規則第56号)を令和2年6月23日に公布し、同日から施行しました。

当該改正により、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条に基づき、毎年6月30日までを期限として報告を求めている「化学物質管理目標作成(達成状況)報告書」について、令和2年度に限りその報告期限を7月31日まで延長します。

つきましては、貴会会員の皆様に対する周知について特段の御配慮をお願いいたします。

問合せ先  
調整グループ 吉原、堀越  
電 話 045(210)4107  
ファクシミリ 045(210)8846